

平成25年度 社会保険未加入対策推進北海道地方協議会の概要

- 1 日 時:平成 25 年 10 月 30 日(水)10:30~12:00
- 2 場 所:札幌第 1 合同庁舎 2 階講堂
- 3 参加者:北海道建設業協会、日本建設業連合会北海道支部、日本建設大工工事業協会北海道支部、北海道建設作工技建協同組合、日本機械土工協会北海道支部、北海道鉄筋業協同組合、北海道左官業組合連合会、日本塗装工業会北海道支部、日本電設工業協会北海道支部、北海道空調衛生工事業協会、建設産業専門団体北海道地区連合会等 42団体
北海道、北海道厚生局、北海道労働局、日本年金機構北海道ブロック本部、北海道開発局

4 議事概要

① 第 3 回全国協議会の結果について

資料1に沿って、北海道開発局から、建設業における社会保険未加入対策の主な動きについて説明。

資料2に沿って、北海道から、賃金水準の確保及び社会保険等加入に係る実態調査の概要について説明。

北海道厚生局、北海道労働局から、未手続事業所の把握、加入勧奨の取組について説明。

② 各団体における「加入促進計画」及び「法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用」に関する状況報告及び意見交換

資料3に沿って、日建連北海道支部から、「労務賃金改善等推進要綱」及び「法定福利費を内訳明示した見積書の活用マニュアル」について説明。

資料4に沿って、北海道建設業協会から、公共事業の適切な執行に関する緊急決議等について説明。

専門工事業の団体から、以下の発言があった。

- ・ 会員企業を対象とした標準見積書に関する説明会を実施。様式を電子媒体にして配布、HP への掲載をするなどして、活用を促している。
- ・ 今後は二次下請以下の保険加入が課題となる。特に公共工事について、3 月から 5 月は工事量が落ち込んでしまうこともあり、技能労働者の通年雇用がしにくい。このため、予算執行や工事発注の平準化・安定化をお願いする。また、保険加入促進のためには収益改善が必要であるところ、調査基準価格や歩掛の見直しをお願いする。
- ・ 道東(帯広・釧路)では、元請から標準見積書を使うよう言われることが多い様子。会員の中には、「標準見積書を使わない場合のデメリットは何か」

と問う者がいる。使っても、結果として元請から法定福利費相当額の増加分をもらえないとの話も多い。この点は会員の心構えの問題もあるので、協会として周知を図っていく。

- ・ まだ取組は始まったばかりであるが、道内の会員に対するアンケートによれば、標準見積書を元請に提出した会員は半数に満たない。そのうち、実際に請負金額が増額されたのは数社程度。標準見積書を提出しない者が多いが、それだと、請負金額の増加が見込めないので、業界として使用率を上げていきたい。
- ・ 全国団体が作成した標準見積書が細かくて煩雑との意見がある。特に、小規模な企業では難しい様子。このため、より簡便な様式を作成し今後活用していく。
- ・ 個人事業主で3人から5人程度を雇用する「グレーゾーン」の業者においては、一人親方化が進んでいくことを懸念。

これに対し、北海道開発局から以下のとおり発言。

- ・ 法定福利費を明示することにより、その部分は必要な経費であり競争する部分でないことを明らかにして、必要な金額を確保しようとするものである。また、業者における経理の明確化、日常のコスト管理など経営上のメリットがある。こうした取り組みにより経営者の意識を変えていくことが大事。
- ・ 標準見積書を出してもそれに応じた金額が支払われる例が少ない、だから、出しても変わらないとの意識があるかと思うが、そもそも、下請企業の必要経費を削ってまでダンピングが行われ、その結果労働者の処遇が悪くなる、また、保険加入もできず、そうした業界に若年者が入職してこないという悪循環を生んでいる。

公共発注者は労務単価を上げる等の対応しており、こうした状況は、末端の業者まで必要経費を行き渡らせる「ラストチャンス」である。

標準見積書を出したからといって、すぐに請負金額が上がらないかもしれないが、下請業者も、元請等に必要経費はきちんと要求していく雰囲気を作らないと、建設産業の再生はない。まずは、建設業者として、経理の明確化や法定福利費の確保ということをしっかり意識して見積書を提出し、相手方に要求していかないと、産業の再生ができないことを理解してほしい。

- ・ 一人親方の増加の懸念については、本省にも伝える。
- ・ 標準見積書を提出するだけで建設産業の諸問題が一気に解決するわけではないが、その第一歩と捉え、関係者が一体となって、建設産業の健全な発展に繋げていきたい。

③ 北海道地方における法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について(地方協議会・申し合わせ)

- ・ 資料5について、案のとおり承認。

以上